

2025

行政
書士

最強の
模試

 東京法経学院

㊞ 〈公益社団法人日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp> / 電話：03-6809-1281〉

はしがき

行政書士試験合格のためには、①従来の出題傾向に沿った問題を解答できる力を身につけておくこと、②個数問題で問われても正解を導き出せる、より正確な知識を身につけておくこと、③その正確な知識を時間内(3時間)にきちんと出し切れるようにしておくこと、が重要になってきます。

本書は、これまでの試験傾向を踏まえた予想問題を本試験形式で3回分収録した問題集です。東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を再編成しました。

今まで学習してきた知識が正確なものかどうか確認すると同時に、試験時間内に正解を出せるようトレーニングを積んでいただくための問題集です。

また、本書で、自分の実力を試すことはもちろんですが、時間配分や、どの問題から始めるかなどを確認する訓練をし、本試験攻略の糸口をつかんでください。

ラストスパートをかける時期が近づいてきました。受験生の皆様が日々積み重ねてきた実力を本試験で十分発揮できるよう、総仕上げとして本書をご活用ください。

結びに、本書をご利用される皆様が、令和7年度本試験において、その実力を十分に発揮され、合格の栄冠を勝ち取られることを祈念いたします。

2025年7月

東京法経学院 編集部

令和7年度行政書士試験

令和7年度行政書士試験は下記のとおり実施される予定です。詳細は、令和7年7月7日（月）に公示される「試験案内」をご確認ください。

試験日	令和7年11月9日（日）			
試験時間	午後1時～午後4時（3時間）			
試験科目	全60問			
出題数	①行政書士の業務に関し必要な法令等			
出題形式	（46問出題、択一式及び記述式） ※記述式は40字程度で記述するものを出題する。 <ul style="list-style-type: none">● 憲法● 行政法 <table border="1"><tr><td>行政法の一般的な法理論、行政手続法</td></tr><tr><td>行政不服審査法、行政事件訴訟法</td></tr><tr><td>国家賠償法、地方自治法</td></tr></table>を中心とする。● 民法● 商法・会社法● 基礎法学 ※法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。	行政法の一般的な法理論、行政手続法	行政不服審査法、行政事件訴訟法	国家賠償法、地方自治法
行政法の一般的な法理論、行政手続法				
行政不服審査法、行政事件訴訟法				
国家賠償法、地方自治法				
	②行政書士の業務に関し必要な基礎知識			
	（14問出題、択一式） <ul style="list-style-type: none">● 一般知識● 行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令● 情報通信・個人情報保護● 文章理解			
合格発表	令和8年1月28日（水）			

目次

試験直前期はこうして乗り切れ！..... 7

第1回

問題編.....13

解説編.....175

第2回

問題編..... 69

解説編..... 237

第3回

問題編.....123

解説編..... 295

本書の特徴と使い方

本書『行政書士 最強の模試2025』は、令和7年度の行政書士試験対策のための本試験形式の問題集です。全3回分の模擬試験を収録しており、各回とも最新の試験傾向に基づいて問題を収録しております。

1 東京法経学院の「答案練習会」の問題を厳選

本書は、東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を再編成しました。行政書士本試験と同一形式の問題で構成されています。法令等科目の問題及び解説については、令和7年4月1日現在の施行法令に基づいています。

※試験科目数の配分は、3回とも、令和7年度本試験を予測した内容になっています。

2 合格基準点について

	形式	出題	満点
法 令	(1)択一式		
	①5肢択一式	40問(1問4点)	160点
	②多肢選択式	3問(1問8点) ※部分点1つ2点	24点
基礎知識	(2)記述式	3問(1問20点)	60点
	5肢択一式	14問(1問4点)	56点
	合 計	60問	300点

◆合格基準点

次の要件のいずれも満たした者を合格とする。

- ① 「法令」の点数が122点以上
- ② 「基礎知識」の点数が24点以上
- ③ 試験全体の得点が180点(60%)以上

以上3つの条件をすべてクリアーすること。

3 解答用紙について

各回に解答用紙がついています。切り取ってご利用ください。

4 「試験直前期はこうして乗り切れ！」

巻頭の「試験直前期はこうして乗り切れ！」は、直前期に何をすべきかについてまとめたものです。学習の指針にお役立てください。



試験直前期は こうして乗り切れ！

令和7年度行政書士試験まで、残すところ数カ月余りとなりました。気持ちはあせるものの、本試験までどうやってラストスパートをかけていいかわからない方もいらっしゃるでしょう。試験科目が多い行政書士試験ですが、試験まで迫った最後の期間をいかに効率的に学習すればよいか、対処の仕方等について以下に記しました。これからの学習の参考にしてください。



問題レベルは？ 直前期は何をなすべきか？

令和6年度行政書士試験から、①試験科目のうち、「行政書士の業務に関連する一般知識等」（以下単に「一般知識等」といいます。）の名称が「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」（以下単に「基礎知識」といいます。）に変更され、②「基礎知識」に「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」が新たに加われました。上記②の試験科目の変更に対する対策については、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」の部分で触れることにします。

まず、行政書士試験の合格基準から見ていきましょう。行政書士試験では、次の①～③の合格基準が設けられており、この要件のいずれも満たした方が合格とされます（「令和6年度行政書士試験合否判定基準」参照）。

- ① 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、122点以上である者
- ② 行政書士の業務に関し必要な基礎知識科目の得点が、24点以上である者
- ③ 試験全体の得点が、180点以上である者

①についてみると、行政書士の業務に関し必要な法令等科目の総得点は244点ですから、総得点の50%以上の得点を取らなければなりません。

次に、②についてみると、行政書士の業務に関し必要な基礎知識科目は14問であり、各問題に4点が与えられるので、14問中6問以上の得点を取らなければならないことになります。なお、令和7年度本試験でも、この基準に変更はないでしょう。

そして、③についてみると、試験全体の総得点は300点ですから、その総得点の60%以上の得点が必要です。

また、法令等科目のうち、行政法（総得点は112点）や民法（総得点は76点）の配点が高いのが行政書士試験の特徴です。

以上のとおりですので、本試験では、基礎知識科目の24点をクリアーし、法令等科目

のうち、行政法・民法でしっかりと得点を取った方が合格されるといえます。

学習方法としては、やはり基本的知識が大事であるということがいえます。基本的知識をガッチリと習得し、個数問題、組合せ問題、長文問題が出題されても、この問題はこの条文を問われているのだな、と判断できるような応用力を身に付けることが大事です。

また、満点を取ろうとは考えず、得点できそうな科目を確実に押さえ、得点源にすることを考えましょう。

この時期から、テキストなどをもう一度初めから読むことは、得策ではありません。法令等科目については、とにかく過去の本試験問題を中心に多くの問題にあたり、知識が曖昧なところがあったら、確実に解答できるように確認しておくことが重要です。



法令等科目の科目別学習法

本書を活用されている方の学習環境は、「社会人なので行き帰りの通勤時間しか学習時間がとれない」、あるいは「学生なので比較的学習時間を多くとれる」など様々だと思います。しかし、学習環境に違いはあっても、本試験の内容と実施時期は、受験生全員に共通です。以下では、各科目の学習内容及び予想出題数について記します。いずれの科目においても、個数問題・組合せ問題に対処できるように、確実な知識・条文の習得が大事であるのは言うまでもありません。

① 基礎法学（択一式2問出題）

出題の傾向としては、法令の適用に関する問題の出題、従来の基礎法学の傾向に沿った出題、試験科目以外の法令の知識を要するような法学的内容を問う出題がされています。一部は過去問の復習で対処できますが、誰にとっても未知の問題の出題もありますので、予測することがかなり難しい科目です。また、最近の施行法令、改正法令等も対象になることがありますので、チェックしておきましょう。

② 憲法（択一式5問＋多肢選択式1問出題）

憲法については、択一式出題のうち数問が人権の判例から出題されます。出題されるネタとなる重要な判例は、過去の本試験で出題されているため、過去問を検討するだけでも十分に得点できます。その他の出題については、時として突拍子もない内容の出題もありますが、おおむね条文に関する知識であり、これも過去問を検討しておけば十分に得点することが可能です。重要な判例、条文に関しては、必ず目を通しておきましょう。

以下の行政法は、出題数が多いため合格を左右する科目です。もっとも、各分野ごとに見れば、各法律は条文数も少なく、しっかり学習をしておけば得点しやすい問題も多いといえます。

③ 行政法の法理論（択一式 3 問他出題）

行政法の適用範囲，行政行為，行政指導，行政契約，行政立法，行政強制，行政罰等について，過去問を参考に一通り復習をすべきです。過去問をしっかり解くことで，出題者がどの辺で引っ掛けようとしているのかが自然と見えてくるはずです。また，情報公開法も試験範囲に入りますので，チェックしておきましょう。

④ 行政手続法（択一式 3 問他出題）

条文数も少ないことから全条文を確認しておきましょう。用語の定義を確実に押さえるとともに，「申請に対する処分」，「不利益処分」それぞれの手続を条文で確認しておきましょう。「意見公募手続」（いわゆるパブリックコメント制）も十分注意が必要です。

⑤ 行政不服審査法（択一式 3 問他出題）

全条文を押さえましょう。過去の試験では，行政事件訴訟法との横断的な問題も出題されています。今後もこの種の出題があると思いますので，両法についての制度などを比較しておきましょう。

⑥ 行政事件訴訟法（択一式 3 問他出題）

条文に規定されている各訴訟類型の意味・要件をしっかりと理解する必要があります。「取消訴訟」を集中的に学習しておきましょう。「処分性」「原告適格」「訴えの利益」については判例の確認が必要です。

⑦ 国家賠償法（択一式 1 ～ 2 問他出題）

条文数の少ない法令ですが，多くの判例が存在します。判例からの出題が多いので，過去問やテキスト等に出てくる判例は，最低限理解しておきましょう。また，損失補償について出題されることがあります。

⑧ 地方自治法（択一式 3 ～ 5 問他出題）

「長と議会の関係」「直接請求」「住民監査請求・住民訴訟」等の過去の頻出テーマについては，出題がされた場合にきちんと得点をするように，繰り返し学習をしておきましょう。

⑨ 民法（択一式 9 問＋記述式 2 問出題）

ほとんど全範囲から出題されますので，テキストで確実に知識を習得しておくことが大切です。過去出題された項目を中心に，重要項目，判例をチェックしておく必要があります。事例式問題については，必ず図を書いて解くようにしましょう。また，過去に出題のない項目についても問題演習に出てきたものについては確実にしておきましょう。債権法や相続法に関する改正，物権法に関する改正について，重要部分をいま一度

確認しておきましょう。

⑩ 会社法・商法（択一式 5 問出題）

過去の出題の内訳をみますと、大体会社法から 4 問、商法から 1 問が出題されています。

条文の理解を問う問題が出題されますが、判例の知識を問う出題も予想されます。総則・商行為については、テキストで記載されている全範囲に目を通しておきましょう。株式会社については、設立、株式、株主総会、取締役会、取締役について、過去問を中心にポイントを絞ってチェックしておきましょう。



基礎知識の学習について

「政治・経済・社会分野」については、テキストで記述されている範囲について確実に習得し、予想問題で確認をしておきましょう。ニュース等で話題となった事柄についても、行政書士の業務にかかわるものに関しては注意しておきたいところです。令和 6 年度試験から「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」が新たに試験科目に加わりました。出題される内容は、行政書士法、戸籍法および住民基本台帳法が中心になると思います。予想問題をしっかりと復習しておいてください。「情報通信」については、基本的な用語を押さえておけば、解答できる問題も出題されていますので、インターネットや IT 関連の用語集をチェックしておきましょう。「個人情報保護」については、個人情報保護法の主要な条文を確認しておきましょう。また、「文章理解」については、近年は基本的に空欄補充、文章整序か、そのバリエーションの問題ばかりです。文章の読解力だけでなく、文章の構成を見抜く力が必要となります。



試験当日の注意点

① 体調は万全に！

仕事や学業などの都合もあると思いますが、前日は睡眠を十分にとりましょう。試験当日は早めに起きて、余裕をもって試験会場へ向かいましょう。

② できれば試験会場まで一度行っておこう！

当日になってあわてないためにも、時間があれば試験会場に一度行って、下見をしておくといでしょう。

③ 時間配分に気をつけよう！

試験では、問題1から順番に解く必要はありません。本書や受験指導校の模擬試験等を通じて、自分はどの分野の問題から始めれば効率的に得点できるのかを確認しておきましょう。解き残しの問題がある場合、得意分野の問題を残すのと、不得意分野の問題を残すのでは、得点に開きが出てしまいます。

また、記述式問題に関しては、いきなり解答用紙に書き込むのではなく、問題用紙の空欄を使って一度試しに書いてみてから解答用紙に転記するようにしましょう。

④ 記入ミスはなくそう！

毎年のように、解答用紙への正解番号の記入ミスで合格を逃している方がいらっしゃいます。

問題を解答する際にどれが答えなのかがわかるように、問題用紙にも印をしておきましょう。

⑤ わからない問題にいつまでもかかわらない！

試験の性質上、まったく理解できないような問題も60問の中にいくつか入っています。また、不幸にも、ど忘れしてしまった場合も出てきます。そのような問題は、一応答えを選んだ上ですぐに次の問題にとりかかってください。そして、最後に解答時間が余ったら、見直しをするようにしましょう。



最後に

試験は毎年1回しかありません。また、「合格」の扉は誰でも開けられるものではありません。この1回の試験で扉を開けられるかどうかは皆様次第です。

「本書の特徴と使い方」のページでも記述しましたが、行政書士試験は、「合格基準点」が決まっており、毎年合格基準点の変動する他の資格試験と違って、6割の得点という「目標」が明確に示されています。その意味では自分自身がその「目標点」をいかに得るかにかかっていると言えます。

「合格する」という信念と、日々の努力を忘れることなく、ラストを乗り切ってください。自ずと道は開けてくるでしょう。これらのアドバイスが受験生の皆様のお役に立てれば幸いです。

合格を心よりお祈りいたします。

第1回

本試験形式問題 法令等 **46**問 基礎知識 **14**問

制限時間 **3**時間

- ◆解答に際しては、別紙の解答用紙に記入してください。
- ◆問題（1回～3回）の後に解説（1回～3回）があります。
- ◆間違えた箇所は解説をよく読み、必ず法令集にあたって確認してください。

解答用紙 第1回

氏名 _____

(記入上の注意)

- ア 必ずHB又はBの鉛筆を使用してください。書き間違えたときはプラスチック消しゴムで消してください。
- イ 氏名を必ず記入してください。
- ウ この解答用紙を汚したり折り曲げたりしないこと。
- エ (マーク欄は) 下の良い例のようにマークすること。

マーク例

良い例		悪い例			
-----	--	-----	--	--	--

法令等											
問題 1	1	2	3	4	5	問題 21	1	2	3	4	5
問題 2	1	2	3	4	5	問題 22	1	2	3	4	5
問題 3	1	2	3	4	5	問題 23	1	2	3	4	5
問題 4	1	2	3	4	5	問題 24	1	2	3	4	5
問題 5	1	2	3	4	5	問題 25	1	2	3	4	5
問題 6	1	2	3	4	5	問題 26	1	2	3	4	5
問題 7	1	2	3	4	5	問題 27	1	2	3	4	5
問題 8	1	2	3	4	5	問題 28	1	2	3	4	5
問題 9	1	2	3	4	5	問題 29	1	2	3	4	5
問題 10	1	2	3	4	5	問題 30	1	2	3	4	5
問題 11	1	2	3	4	5	問題 31	1	2	3	4	5
問題 12	1	2	3	4	5	問題 32	1	2	3	4	5
問題 13	1	2	3	4	5	問題 33	1	2	3	4	5
問題 14	1	2	3	4	5	問題 34	1	2	3	4	5
問題 15	1	2	3	4	5	問題 35	1	2	3	4	5
問題 16	1	2	3	4	5	問題 36	1	2	3	4	5
問題 17	1	2	3	4	5	問題 37	1	2	3	4	5
問題 18	1	2	3	4	5	問題 38	1	2	3	4	5
問題 19	1	2	3	4	5	問題 39	1	2	3	4	5
問題 20	1	2	3	4	5	問題 40	1	2	3	4	5

問題 41	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題 42	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題 43	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

基礎知識											
問題 47	1	2	3	4	5	問題 54	1	2	3	4	5
問題 48	1	2	3	4	5	問題 55	1	2	3	4	5
問題 49	1	2	3	4	5	問題 56	1	2	3	4	5
問題 50	1	2	3	4	5	問題 57	1	2	3	4	5
問題 51	1	2	3	4	5	問題 58	1	2	3	4	5
問題 52	1	2	3	4	5	問題 59	1	2	3	4	5
問題 53	1	2	3	4	5	問題 60	1	2	3	4	5

問題 44

10

15

問題 45

10

15

問題 46

10

15

第1回 問題 注意事項

- 1 問題は60問あり、時間は3時間です。
- 2 解答は、別紙の解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙への記入及びマークは、次のようにしてください。

ア 氏名は必ず記入してください。

イ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

＜択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例＞

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京 (正解)
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪



問題1	1	2	3	4	5
問題2	1	2	3	4	5
問題3	1	2	3	4	5
問題4	1	2	3	4	5
問題5	1	2	3	4	5

ウ 択一式(多肢選択式)問題は、枠内(1～20)の選択肢から空欄 ～ に当てはまる語句を選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

＜択一式(多肢選択式)問題の解答の記入例＞

問題41 次の文章の空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

.....

.....

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



問題41	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	

エ 記述式問題は、記述式解答用紙の解答欄(マス目)に記述してください。

法令等

〔問題1～問題40は択一式(5肢択一式)〕

問題1

法令用語に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「推定する」とは、法令適用の前提である事実の確定が難しい場合において、通例予想される事態を法令の適用において本来の事実関係として取り扱うときに用いられるが、この場合でも、当事者は、反証することによって、推定を覆すことができる。
- 2 「権限」とは、ある行為をすることのできる範囲または限界を画する概念であり、「権原」とは、ある行為をすることを正当とする法律上の原因をいう。
- 3 「なお従前の例による」とは、法令が改廃され、旧規定が効力を失っている場合でも、なお一定の事項については、包括的に旧規定が適用されていた場合と同様に扱うときに用いられる。
- 4 「取消し」と「撤回」という法令用語は、いずれも法律行為の効果を消滅させる意思表示であるが、「取消し」は、法律行為そのものの瑕疵を理由として、既に生じている法律行為の効果を遡及して消滅させるものであるのに対し、「撤回」は、法律行為そのものの瑕疵を理由として、将来に向かって法律行為の効果を消滅させるものである。
- 5 「例による」とは、ある事項に適用することが予定されている法令上の制度を他の事項に、そのまま、あるいは必要な変更を加えた上で当てはめることをいう。

問題 2

裁判員制度に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件については、死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件のみならず、短期1年以上の懲役または禁錮にあたる罪に係る事件も含まれる。
- 2 裁判員の参加する合議体の構成は、原則として、裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人である。
- 3 被告事件について犯罪の証明があった場合において、判決で刑の言渡をしなければならないときは、事実の認定、法令の適用および刑の量定は、いずれも合議体の構成員である裁判官および裁判員の合議による。
- 4 労働者が裁判員の職務を行うため休暇を取得するに際し、裁判員になったことを上司に話すことは許されるが、当該上司が、当該労働者の氏名を明らかにして裁判員になったことを公にすることは許されない。
- 5 会社は、労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得することを請求した場合においては、これを拒んではならず、この場合の休暇は、有給休暇となる。

問題3

外国人の出入国の自由に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 憲法22条は外国人が我が国に入国することについては何ら規定しておらず、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができる。
- イ 外国人の在留期間更新の許否については、事柄の性質上、出入国管理行政の責任を負う法務大臣の裁量に任せるのでなければ到底適切な結果を期待することができず、その判断における法務大臣の裁量権は広範なものとされるべきであり、上陸拒否事由または退去強制事由に準ずる事由がない限り更新申請を不許可にすることが許されないと解すべきものではない。
- ウ 再入国とは、単なる入国、出国と異なり、日本国に在留資格のある外国人がその在留期間の満了の日以前に再び入国する意図をもって出国する場合であり、在留期間その他による制限はあるにしてもその実質は、日本国における在留地を生活の本拠とする一時的な海外旅行であり、憲法22条によって保障される。
- エ 国際人権規約は、自国を含むすべての国から離れる自由と、自国に戻る権利とを保障しているが、「自国に戻る」にいう自国とは、国籍国に限定されず、定住国をも含むものと解される。
- オ 憲法の定める基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としているものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶというべきところ、憲法22条2項は海外移住の自由を定めるが、この自由はその性質上外国人に限って保障しないという理由はない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

【法改正（正誤）情報について】

本書に関する法改正等受験上の有益情報，誤植の訂正その他追加情報は，東京法経学院ホームページ「オンラインショップ」内の「法改正（正誤）情報」（下記URL）をご参照ください。

◎URL <https://www.thg.co.jp/support/book/>

【本書に関するお問合せについて】

本書の正誤に関するご質問は，書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお，その際にはご質問される方のお名前，ご住所，ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等），FAX番号を必ず明記してください。

また，正誤のお問合せ以外の書籍に関する解説およびお電話でのご質問につきましてはお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご送付先】

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F
東京法経学院「行政書士 最強の模試2025」編集係 宛
FAX：03-3266-8018

行政書士 最強の模試 2025

2025年7月18日 初版発行

編者 東京法経学院 編集部

発行者 立石 寿純

発行所 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1F

TEL 03-6228-1675

FAX 03-3266-8018

郵便振替口座 00120-6-22176

不許複製
版權所有

*乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。

印刷・製本 ワコー

ISBN978-4-8089-6564-8